

議案第 6 3 号

茨城租税債権管理機構規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、茨城租税債権管理機構規約（平成 1 3 年地指令第 4 号）を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

かすみがうら市長      宮   嶋   謙

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。